

令和8年度広島県市民後見人等養成研修委託業務 委託仕様書

1 業務の目的・趣旨

国では、地域共生社会の実現に向け、認知症、知的障害その他の精神上的の障害等により、判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護支援を推進しており、令和4年3月に策定した「第2期成年後見制度利用促進計画」に都道府県や市町が取り組むべき事項を規定したところである。

こうした動向を踏まえ、本県においても、単独で市民後見人養成研修の実施が困難な市町に向けた支援に加え、市民後見人だけに留まらず幅広く、また多様な成年後見制度等の権利擁護支援の担い手を養成・確保することを目的として、県を実施主体とする以下の業務を実施する。

2 業務の内容

(1) 市町及び中核機関、市町社会福祉協議会に対する説明会の企画・運営・進行

対象者	県内市町、中核機関、市町社会福祉協議会の担当職員
想定人数	100名以下
実施方法	オンライン（ウェブ会議システム）による
開催時期	4月～5月（1回）
内容	<p>○説明会実施に必要な次の業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画案の作成 ・登壇者との調整 ・資料取りまとめ・作成 ・ウェブ会議システムの準備 ・当日の進行 ・その他上記業務に付随する一切の業務 <p>○以下の4点を含む説明会とし、市民後見人等養成研修開催の趣旨、研修の概要やスケジュール、養成修了後の市町による活躍支援の取組の必要性が伝わる内容とすること。</p> <p>○詳細は県と協議の上決定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民後見人等養成の必要性と広島県における権利擁護支援の取組状況 2. 市民後見人等養成研修の概要の説明（市町の役割を含む）（※） 3. 研修修了者が活躍できる場の整備に関する取組の報告等（事例共有等）（※） 4. 上記（※印）に対する協力要請 <p>○今年度の研修企画等に活用するため、事後、市民後見人等養成研修に関するアンケートを行うこと。アンケートの内容については、県と協議の上決定すること。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への周知、連絡は県から行う。 ・記録や欠席者対応のため、録画を行い、後日配信できるようにすること。

(2) 県民（市民、町民）に対する公開講座の企画・運営・進行

対象者	県内市町（23市町）の住民
想定人数	対面会場：150名程度 オンライン会場：500名程度

実施方法	対面（広島市内を想定）及びオンライン（ウェブ会議システム）によるハイブリッド方式
開催時期	6月～7月（1回）
内容	<p>○県民に対する公開講座実施に必要な次の業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画案の作成 ・県民への広報活動 ・登壇者との調整 ・講座資料取りまとめ・作成 ・参加申込の取りまとめ ・参加者との連絡・調整 ・会場確保・準備（ウェブ会議システムを含む） ・当日の進行 ・その他上記業務に付随する一切の業務 <p>○以下の3点を内容に含む公開講座とし、市民後見人等養成研修開催の趣旨、研修のスケジュール、市町ごとの養成修了後の活躍の場のイメージ（市民後見人以外も含めたキャリアパス（※））が伝わる内容とすること。</p> <p>※公開講座開始までに、「活躍の場シート」（仮称）が市町から提出されるよう、県から依頼を行う予定。</p> <p>○詳細は県と協議の上決定すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民後見人等養成の必要性と広島県における権利擁護支援の取組み状況 2. 市民後見人等養成研修の概要の説明 3. 県内研修修了者の活躍の場のイメージの説明と市民後見人・専門職等による実践報告等 <p>○今年度の研修企画等に活用するため、事後、市民後見人等養成研修に関するアンケートを行うこと。アンケートの内容については、県と協議の上決定すること。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の使用料は県が負担する。 ・記録のため録画を行い、後日配信できるようにすること。 ・視覚障害者、聴覚障害者等の配慮が必要な受講者がいる場合には必要な対応を行うこと。

(3) 市民後見人等養成研修の企画・運営・進行

対象者	県内市町（23市町）の住民
対象人数	100名程度（募集状況により、対象人数の増（最大想定300人）にも対応可能とすること）
実施方法	基本、事前に講義動画を撮影してオンデマンド型での配信により実施。一部講義（グループワーク）については、オンデマンド配信ではなく、リアルタイムで実施すること。
開催時期	9月～12月（全50時間程度）※12月中に修了認定まで行うこと
内容	<p>○市民後見人等養成研修実施に必要な次の業務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画案の作成 ・県民への広報活動 ・県民からの質問や相談に対応する窓口の設置・運営 ・県民からの受講申込の取りまとめ（市町で対応できない場合） ・受講者との連絡・調整 ・講師の選定・各種調整 ・研修資料取りまとめ・作成 ・研修資料の印刷・送付（県・市町分）

- ・動画録画会場の確保・準備
- ・講義動画の作成
- ・オンデマンド配信の準備・運営
- ・グループワークの資料作成
- ・グループワークの準備
- ・グループワーク当日の進行
- ・効果測定のための設問、回答、解説の作成及び採点
- ・科目「レポート作成」の設問、採点基準、解説の作成及び採点
- ・受講者の講義等に関する質問を受け付けるための窓口の設置・運営
- ・受講者の受講状況・成績（視聴状況、グループワークの状況、効果測定の確認、レポートの内容確認等）等の整理・成績等の一覧作成
- ・修了基準（案）の作成
- ・修了生一覧表の作成
- ・修了証の作成、修了者への送付
- ・その他上記業務に付随する一切の業務

○養成研修の内容について、NPO 法人地域共生政策自治体連携機構が作成した「市民後見人養成テキスト」（令和6年3月改訂）を参考に、カリキュラム案、テキスト案、登壇する講師案を作成し、県との協議を踏まえて決定すること（基礎研修、実践研修の両方を実施すること）。体験実習など地域特性を学ぶ講義については可能な限り各市町の特色が現れるように配慮すること。また講義開始の前に受講生に向けた全体のオリエンテーションを実施すること。

○研修の区分、内容は次の通り想定している。

- ・座学（42 時間分）：研修用動画を作成して、オンデマンド配信を視聴。各単元等で、視聴確認と研修修了後の効果測定の実施
- ・レポート作成（3 時間分）：レポート教材の作成、座学の研修動画配信期間終了までに事務局へ提出
- ・グループワーク（5 時間分）：受講者同士でのグループワーク教材の作成、グループワークの実施

【参考】

○NPO 法人地域共生政策自治体連携機構「市民後見人養成テキスト」より

分類	科目名	単位数 (時間)
基礎研修	市民後見概論	1.5
	意思決定支援	3
	高齢者の理解	1
	認知症の理解	1.5
	障害者の理解	2.5
	成年後見制度概論・成年後見制度利用促進	1.5
	成年後見制度各論1・法定後見制度	1
	成年後見制度各論2・任意後見制度	0.5
	成年後見制度利用促進	0.5
	家族法	1
	財産法	1
	介護保険制度	1.5
	高齢者施策・高齢者虐待防止法	1
	障害者施策・障害者虐待防止法	1.5
	障害者権利条約・障害者差別解消法	1
生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1	

		公的医療保険制度	0.5
		年金制度	0.5
		税務申告制度	0.5
		消費者保護	0.5
		中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1
		現役市民後見人による実践報告	1
	実践研修	対人援助の基礎	2.5
		家庭裁判所の実際	1.5
		成年後見の実務	5
		事例報告と検討（グループワーク）	5
		体験実習	8
		レポート作成	3
	<p>○グループワークを実施する際は、受講者を4～5人程度のグループに分けて実施すること。</p> <p>○受講者の効果測定のため、各単元、各科目などの節目に合わせて、課題、テスト、小レポート等を実施すること。効果測定を行うための設問、回答、解説の作成や機材等の準備も行うこと。</p> <p>○科目「事例報告と検討（グループワーク）」の実施及び「レポート作成」の設問の作成に当たっては、受講者が権利擁護支援の担い手としてふさわしい人となり有しているかを確認可能な内容とすること。</p> <p>○研修内容や運営についての詳細は県と協議の上決定すること。</p> <p>○作成した資料のテキストデータは受講者が各自ダウンロードできるようにすること。</p> <p>○次年度以降の研修等に活用するため、研修終了後、市民後見人等養成研修に関するアンケートを行うこと。アンケートの内容については、県と協議の上決定すること。</p>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の受講申込みの取りまとめは基本的に市町が行う予定だが、対応できない場合には受託者が対応すること。 ・オンデマンド型での講義中は受講状況の確認のため、視聴状況のトラッキングの確認、視聴終了確認、受講後効果測定（テスト）など、確実に視聴したことや知識の定着を確認する手段を講じること。 ・オンデマンド型での配信に当たり、電子機器の操作に不慣れな者への配慮のための対応を行うこと。また、視覚障害者、聴覚障害者等の配慮が必要な受講者がいる場合には必要な対応を行うこと。 ・グループワークの講義内容は記録のために録画すること。 		

3 業務実施にあたって留意事項

- (1) 受託者は、業務を確実かつ円滑に実施するため、事前に業務執行計画書を作成すること。なお、この計画書の策定にあたっては、県の指示に従い、県と十分協議すること。その他不明な点や詳細については、県の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、説明会、公開講座、研修の実施に当たり、それぞれ企画案を作成し、県と協議の上、企画内容を決定し、業務を進めること。
- (3) 受託者は、会場使用料（会場装飾費や機材レンタル料を含む）、講師謝金、資料の作成費など、本業務を実施する上で発生する全ての費用を負担し、適切に支払いを行うこと。
- (4) 本業務における講座、研修への参加料、受講料等は無料とすること（通信料は参加

者、受講者負担とする)。

- (5) 受託者は、本業務が適切に実施されるよう責任者及び担当者を配置し、県担当者との連絡調整等を適切に行う体制を確保すること。

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 履行場所

広島県内とする。

6 契約上限額

14,071,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

7 スケジュール

業務内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10-12月	1-3月
(1) 市町等への説明会	業務 執行 計画 検討	企画 説明会開催						
(2) 県民公開講座		企画	公開講座 開催					
(3) 研修の実施		企画		申込期間	研修開催		GW 修了 認定	研修等結果 の分析・報 告

8 成果品の提出

委託事業実施結果について、報告書を作成し、その他の成果品も含め、次のとおり県に提出すること。

なお、報告書の提出に当たっては、研修修了状況やアンケート結果等を踏まえながら本業務における課題や効果を分析し、今後も有効に活用できるよう県と協議の上、整理すること。

(成果品一覧)

- ・報告書
- ・説明会、公開講座、研修の広報資材(チラシ、WEB 広告等)【紙媒体及び電子データ】
- ・説明会、公開講座、研修の動画データ【電子データ】

※すべての成果品において、電子データの提出は加工可能な媒体(Microsoft Office 等)で提出すること。

(納入場所)

広島県健康福祉局地域共生社会推進課(730-8511 広島市中区基町 10-52)